

大阪市水道事業管理規程第16号

大阪市水道局臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

大阪市水道局臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成31年大阪市水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる場合には、臨時的任用職員に対し、当該各号に定める期間又は時間の特別休暇を与えるものとする。</p> <p>[(1)～(15) 略]</p> <p>(16) 臨時的任用職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>7月1日から9月30日までの間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の特別休暇の全部又は一部を取得することが困難であると認められる職員にあっては、6月1日から10月31日までの間）</u>において次に掲げる職員の区分に応じそれぞれ次に定める日数を超えない範囲内で必要と認める期間</p> <p>[ア・イ 略]</p> <p>[(17)・(18) 略]</p> <p>2 第6条第2項及び第3項の規定は、前項第6号の3、第9号の2、第12号の2及び</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第8条 [同左]</p> <p>[(1)～(15) 同左]</p> <p>(16) 臨時的任用職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>7月1日から9月30日までの間</u>において次に掲げる職員の区分に応じそれぞれ次に定める日数を超えない範囲内で必要と認める期間</p> <p>[ア・イ 同左]</p> <p>[(17)・(18) 同左]</p> <p>2 第6条第2項及び第3項の規定は、前項第6号の3、第9号の2、第12号の2及び</p>

<p>第13号の2から第15号までの規定による特別休暇に準用する。この場合において、第6条第2項ただし書中「半日（当該割り振られた1の勤務時間のうち、3時間15分から4時間30分までの間で局長が定める時間数をいう。）又は1時間」とあるのは「1時間」と、前項第9号の2、第12号の2及び第13号の2から第15号までの規定中「日数」とあるのは「<u>日数又は時間数</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>第13号の2から第15号までの規定による特別休暇に準用する。この場合において、第6条第2項ただし書中「半日（当該割り振られた1の勤務時間のうち、3時間15分から4時間30分までの間で局長が定める時間数をいう。）又は1時間」とあるのは「1時間」と、前項第9号の2、第12号の2及び第13号の2から第15号までの規定中「日数」とあるのは「<u>日数又は時間数</u>」読み替えるものとする。</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載は注記である。</p>	

附 則

- 1 この規程は、令和7年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の大阪市水道局臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第8条第1項第16号の規定による特別休暇の請求及び承認その他の行為は、この規程の施行の日前においても、同号及び第12条の規定の例により行うことができる。